平成２９年（フ）第８６号
熊本県球磨郡錦町大字西1532番地
債務者　岩野すい子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４２号
北海道小樽市松ケ枝１丁目４番37号
債務者　三浦喜代巳
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５５号
北海道苫小牧市日新町４丁目11番21―501号
債務者　斉藤久美子（旧姓上渡）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６０号
北海道苫小牧市若草町５丁目12番26号　ハイツまるいＮＯ24―201号
債務者　石田　正樹
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２１８号
仙台市青葉区堤通雨宮町６番７―602号
債務者　荻原　正行
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
宮城県多賀城市伝上山４丁目７番８号
債務者　中村　道子（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３１５号
宮城県富谷市ひより台２丁目27番地１　グレートインサバト202
債務者　千葉　忠博
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３４６号
仙台市宮城野区出花２丁目８番地の10　小幡ハイツⅡ―105
債務者　小野　純代
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８５号
秋田市外旭川字神田358番地
債務者　佐藤　　進
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１号
福島県二本松市亀谷１丁目38番地１　渡辺アパート
債務者　石井ヱミ子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１２号
福島県白河市真舟２番地１　県営住宅真舟団地３―12号室
債務者　近藤　伸幸
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第３７９号
千葉県市川市北方町４丁目2030番地　（皆川テラスハウス）
債務者　永山　ヒデ
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３９２号
千葉県船橋市南三咲３丁目21番５号　フルラージュ201号
債務者　竹口　恭平
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４０９号
千葉県市川市東菅野４丁目23番13号　（田中荘）
債務者　端本　雅刀
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４１０号
千葉市中央区院内２丁目３番14号　まりも館202号
債務者　佐藤美由希
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４３２号
千葉市花見川区検見川町３丁目311番地16高井ハイツＢ棟105号
債務者　入江　五郎
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４４１号
千葉県船橋市山手２丁目９番６号　ウィングヒルＡ―202号
債務者　杉森　洸允
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係